

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

社会医療法人 仁生会

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）。並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

(3) リース資産 平成20年4月1日以降に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間定額法によっています。なお、重要性のないものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、当法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。また、退職給付会計基準の採用により生じる適用時差異 1,124,151千円については、平成30年度から毎年度均等に組み入れしています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

なお、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額は、その他の固定資産に計上のうえ、5年間で均等償却しています。

5. 重要な会計方針を変更した旨等

当年度より、医療法人会計基準（平成28年4月20日厚生労働省令第95号）に基づき会計処理を行うとともに、計算書類の様式を変更しています。

6. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

	金額（千円）
資産	37,675
負債	1,000

	前期末残高 （千円）	当期繰入額 （千円）	当期元入額 （千円）	当期末残高 （千円）
繰入純額	△ 35,757	4,563	0	△ 31,194

7. 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

科目	金額 (千円)
建物	1,452,876
土地	2,102,052
計	3,554,928

(2) 担保している債務の種類および金額

科目	金額 (千円)
短期借入金(1年内返済予定を含む)	2,165,609
長期借入金	2,282,170
計	4,447,779

8. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 退職給付会計に係る適用時差異

処理年数 6年
未処理残高 936,793千円

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引は以下のとおりです。

	リース料総額	未経過リース料期末残高
医療用器械備品	1,551千円	1,304千円
その他の器械備品	2,436千円	2,274千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除して表示しています。控除した減価償却累計額は、5,149,060千円です。

(4) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

施設設備補助金収益の主な内訳等は以下のとおりです。

なお、これらの補助金に関して圧縮記帳は行っていません。

内訳 (交付者)	計上額
高知県スプリングラー等整備事業費補助金 (高知県)	74,445千円
既存建築物省エネ化推進事業補助金 ((一社) 環境共生住宅推進協議会)	33,441千円
高知県認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業費補助金 (高知市)	9,719千円